

1. 件名：「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請等に係る面談」

2. 日時：令和2年10月30日(金) 10時00分～12時10分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

長谷川安全規制管理官、古作企画調査官、猪俣上席安全審査官、中川上席安全審査官、上出安全審査官、河本安全審査官、大岡安全審査専門職

日本原燃(株)

大久保 理事 再処理事業部副事業部長 他14名

東京電力ホールディングス(株)

サイクル技術グループマネージャー

関西電力(株) 原燃計画グループマネージャー

中部電力(株) サイクル戦略グループ課長

中国電力(株) 電源事業本部マネージャー

四国電力(株) サイクル技術グループリーダー

日本原電(株) 燃料サイクルグループ主任

5. 要旨

(1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、新規制基準に係る再処理施設の今後の設計及び工事の計画の認可申請(以下「設工認申請」という。)等に関し、令和2年10月20日の審査会合(※1)及び設工認申請等に係る面談(※2)を踏まえて、当日提出資料に基づき、申請書記載事項の整理状況等について説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点を伝えた。

- ・ 次回の審査会合で説明予定である設工認申請等の対応状況について、令和2年10月20日の審査会合(※1)からの作業の進捗を具体化し、各作業における課題及び解決策を整理した上で、今後の見通しを明確にすること。また、第1回申請までの作業スケジュールについては、その見通しを踏まえて実現性を説明すること。
- ・ 設工認申請における仕様表の記載対象設備と基本設計方針のみとな

る記載対象設備の区分けにおいて、申請はあくまで再処理施設であることを踏まえれば、実用発電用原子炉は直接的な根拠として用いることは適切ではないため、再度区分けのあり方を整理すること。また、設備が一般産業品である場合の考え方については、それぞれの求められる機能又は仕様に基づき個別に判断することになるため、それを踏まえた日本原燃の考え方を整理すること。

- (3) 日本原燃から、本日の面談を踏まえて対応する旨の発言があった。また、提出資料のうち、時間の都合で説明出来なかった「設工認作成要領の制定に向けた設工認申請書作成の進め方の整理状況について」、「類型化検討に必要な評価項目の抽出について」及び「評価項目の抽出および類型化検討の整理状況」については、次回以降の面談で説明したい旨の発言があった。

6. その他

提出資料

- 「第1回設工認申請に向けたスケジュール」
- 「再処理施設等の設工認の対応状況について」
- 「設工認作成要領の制定に向けた設工認申請書作成の進め方の整理状況について」
- 「設工認申請対象設備について」
- 「類型化検討に必要な評価項目の抽出について」
- 「評価項目の抽出および類型化検討の整理状況」

※1 令和2年10月20日の審査会合

「第378回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合」

※2 令和2年10月27日の面談

「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請等に係る面談」